

改正

平成 31 年2月 12 日

令和3年9月 13 日

令和6年3月 15 日管理者決裁第1号

埼玉県央広域事務組合建設工事前金払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 163 条第3号に規定する請負のうち建設工事前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象となる建設工事は、保証事業会社(公共工事前金払保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)と保証契約を締結したものと、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)で1件の請負代金額が 500 万円以上のもの
- (2) 建設工事に関する設計及び調査又は測量(以下「設計等業務」という。)で1件の委託金額が 500 万円以上のもの

(前金払の割合等)

第3条 前金払の額は、次の各号に掲げる額(10 万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)とし、1件につき 5,000 万円を限度とする。

- (1) 前条第1号に掲げる建設工事 1件の請負代金額に 10 分の4を乗じて得た額
- (2) 前条第2号に掲げる設計等業務 1件の請負代金額に 10 分の3を乗じて得た額

2 継続費及び債務負担行為(以下「継続費等」という。)に基づく2年度以上にわたる契約の前金払は、当該継続費等の各会計年度の年割額等に相当する部分の金額に対して行うものとする。

3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

(前金払の申請等)

第4条 前金払を受けようとする者は、契約締結の日から起算して 30 日以内に、様式第1号の前金払申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、前金払が適当と認めるときは、様式第2号の前金払承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により前金払の承認を受けた者が、前払金の支払いを受けようとするときは、様式第3号の前金払請求書に保証事業会社の保証証書を添えて管理者に提出しなければならない。

(特例)

第5条 管理者は、財政上支障があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず特別の定めをすることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月6日から施行する。

附 則(平成31年2月12日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則(令和3年9月13日)

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

附 則(令和6年3月15日管理者決裁第1号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の埼玉県央広域事務組合建設工事前金払要綱の規定は、この要綱の施行日以後に契約を締結したもののから適用し、施行日前に契約を締結したものについては、なお従前の例による。